

第1回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議

- ・日時 令和3年5月13日（木）午前11時～
- ・場所 大阪市役所 5階 特別会議室

事務局
・こども青少年局企画部企画課
・教育委員会事務局総務部教育政策課

次 第

開 会

- ・ プロジェクトチームリーダー（副市長）あいさつ
- ・ 会議出席者の紹介

議 事

- 1 全国実態調査の結果について
- 2 本市における実態調査の実施について
- 3 令和3年度のスケジュールについて
- 4 ヤングケアラー支援への課題について
- 5 その他

資 料

- 資料 1 全国実態調査の結果概要（抜粋）
- 資料 2 本市における実態調査の実施について（案）
- 資料 3 令和 3 年度のスケジュールについて（案）

参考資料

- 参考資料 1 ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム設置要綱
- 参考資料 2 第 1 回ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム会議
出席者名簿

はじめに 「全国実態調査における“ヤングケアラー”の定義」

イメージイラスト



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

© 一般社団法人日本ケアラー連盟

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども

1 全国実態調査の結果概要（抜粋）

（1）実施状況

国補助事業として、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施

H30 第1回調査

調査対象

- ・ 要保護児童対策地域協議会

R 1 第2回調査

調査対象

- ・ 要保護児童対策地域協議会

R 2 第3回調査

調査対象

- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ 公立中学校、公立高校
- ・ 中学2年生、高校2年生 etc.

厚生労働省・文部科学省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」

R3.3.17 第1回会議 現行の取組、有識者ヒアリング

R3.4.12 第2回会議 **調査取りまとめ報告**、課題整理、有識者ヒアリング

R3.4.26 第3回会議 当事者・支援者ヒアリング

R3.5月予定 第4回会議 **プロジェクトチーム報告書案の検討・決定**

(2) R2第3回調査の概要

◆調査対象（本調査において初めて公立学校及びこどもに対してアンケート調査を実施）

- ・市町村：全国の要保護児童対策地域協議会
- ・公立学校：中学校、全日制高校、定時制高校、通信制高校
- ・こども：中学2年生、高校2年生（相当を含む。）※通信制は在籍する生徒

◆対象数（中学校、全日制高校の例）

- ・中学校：全国公立校の約1割 1,000校、当該校に在籍する2年生約10万人
- ・高校：全国公立校の約1割 350校、当該校に在籍する2年生約6.8万人

◆調査方法

- ・学校：郵送配布、郵送回収
- ・生徒：学校を通じて、QRコード・URLを記載した調査概要を生徒に配布、WEB上の調査票で回答・回収

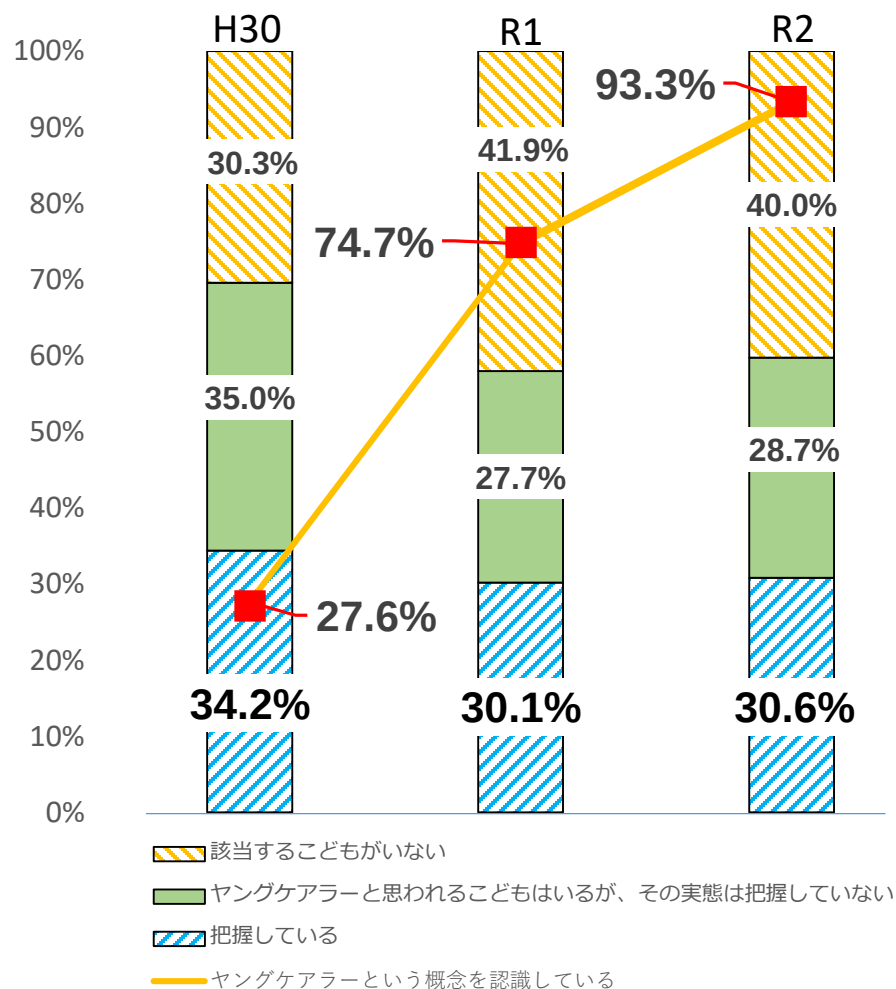
◆回収数（中学校、全日制高校の例）

- ・中学校：学校754校、生徒 5,558人
- ・高校：学校249校、生徒 7,407人

(3) 調査結果 (H30～R2)

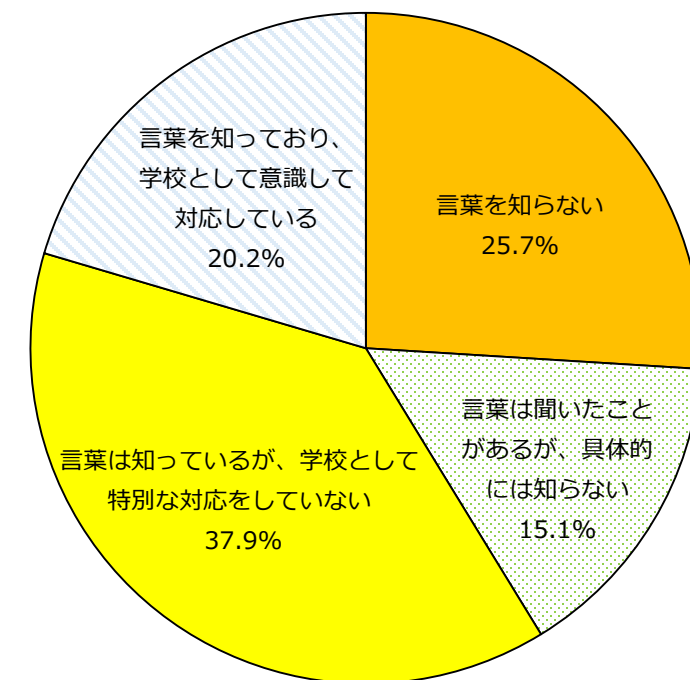
ヤングケアラーという概念の認識の有無など

要保護児童対策地域協議会調査(無回答を除く)

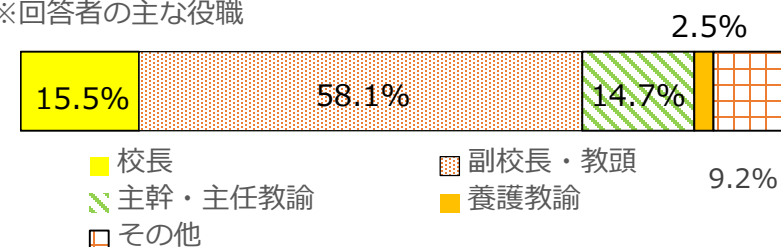


中学校調査

N=754

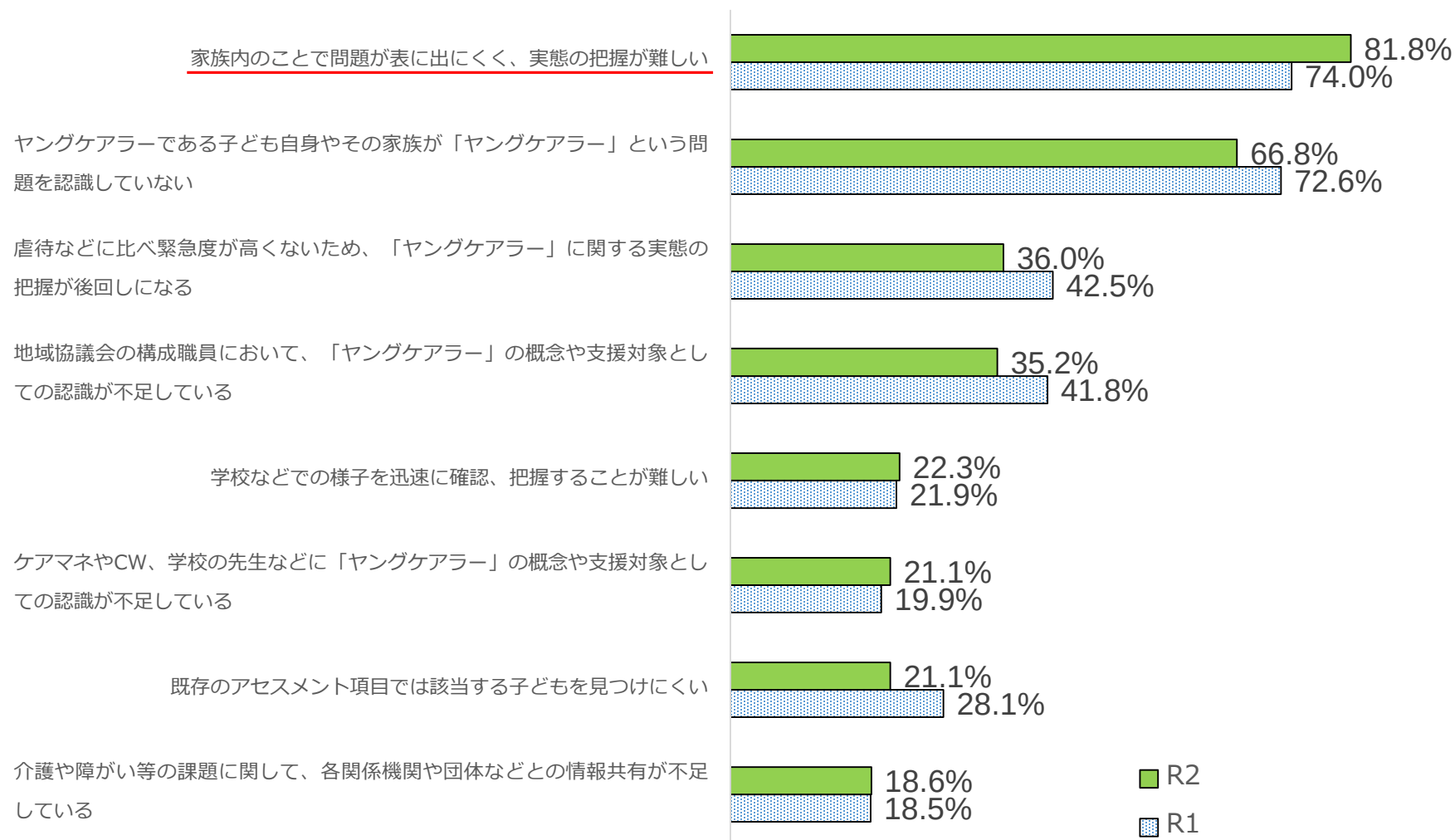


※回答者の主な役職



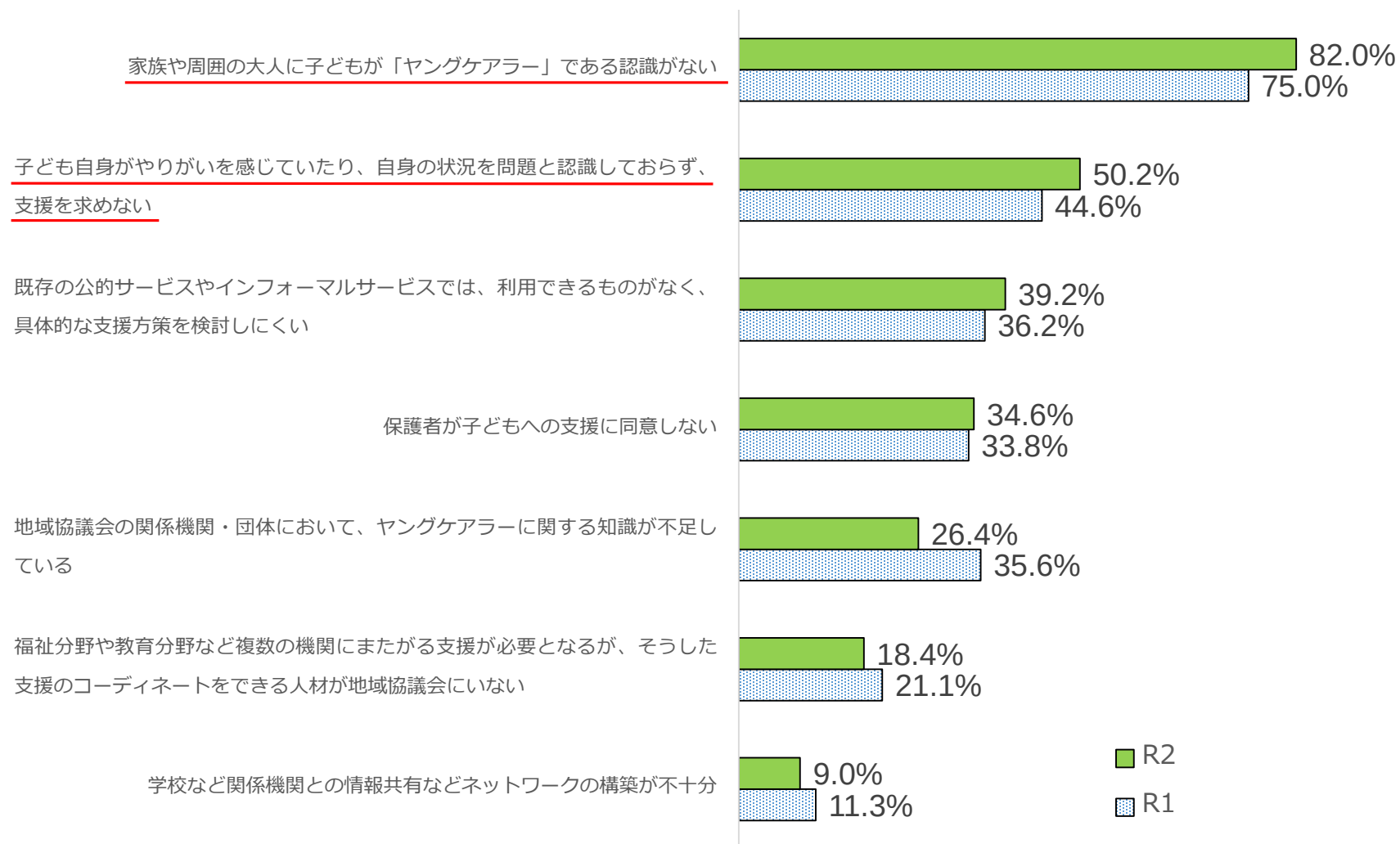
ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない理由

要保護児童対策地域協議会調査（R2：n=247・R1:n=146／複数回答）



ヤングケアラーと思われる子どもを支援する際の課題

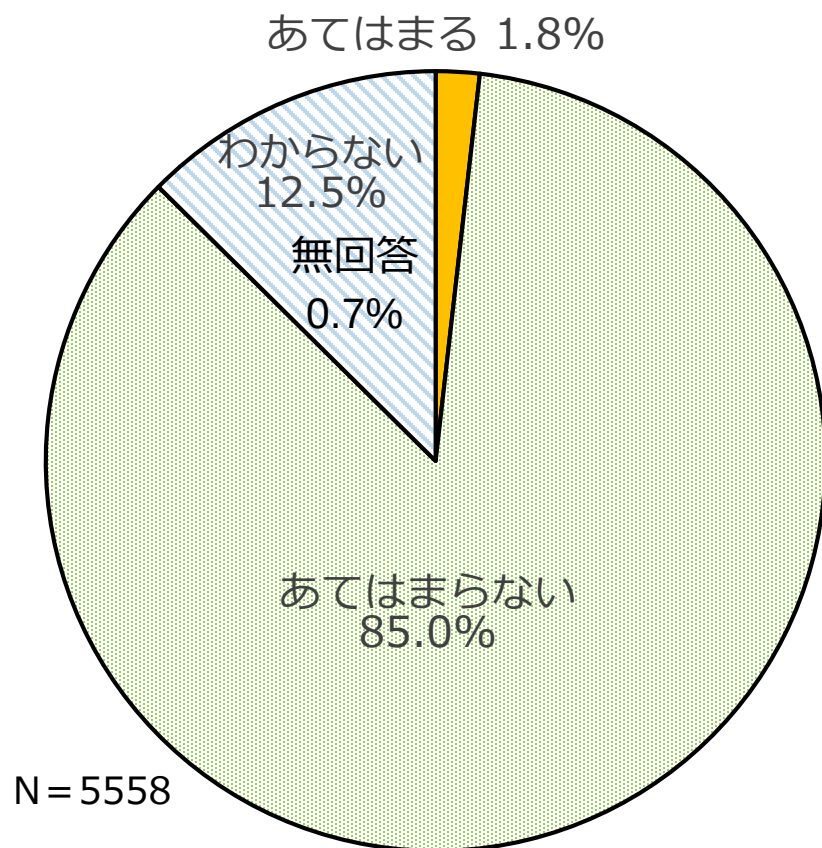
要保護児童対策地域協議会調査（R2：n=923・R1:n=707／複数回答）



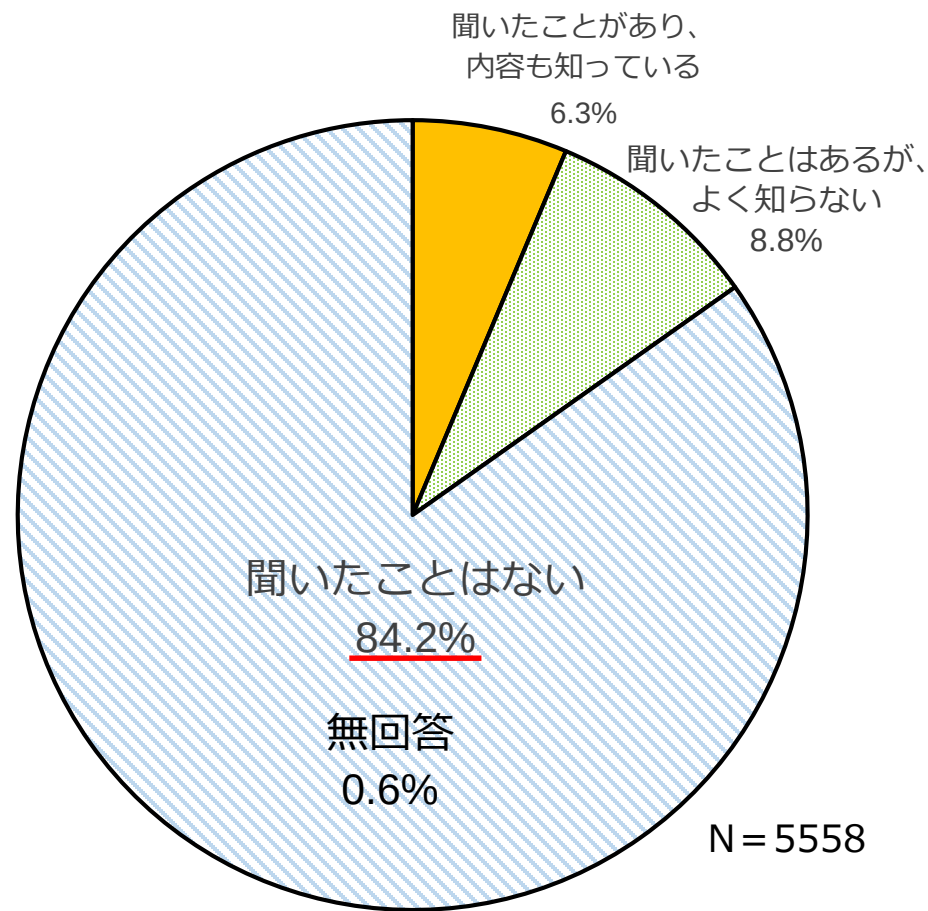
こどものヤングケアラーの自覚・認識度（中学2年生調査）

自覚

世話をしている家族有：5.7%



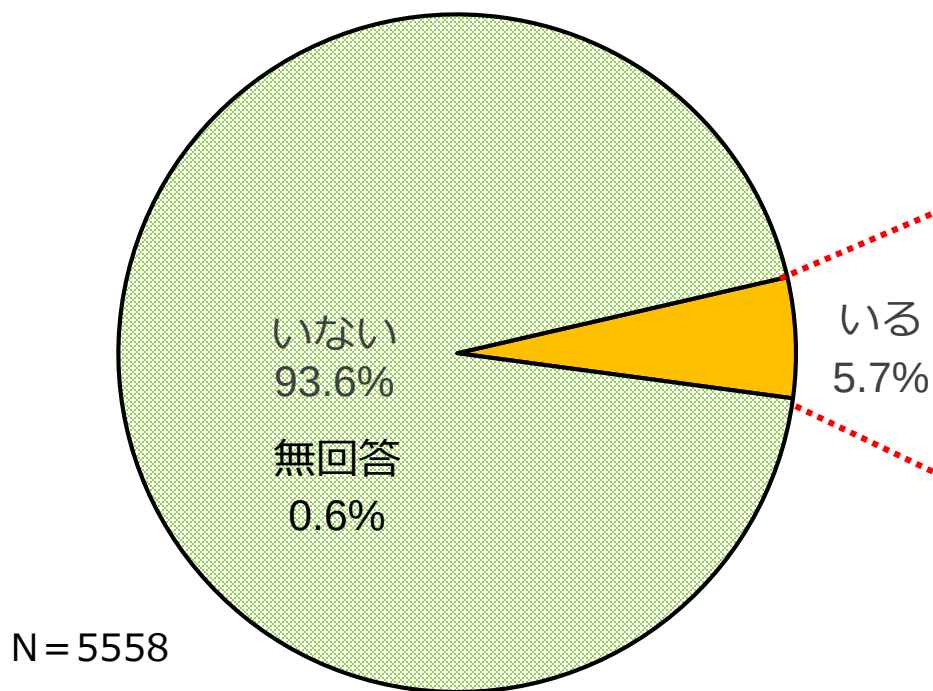
認識度



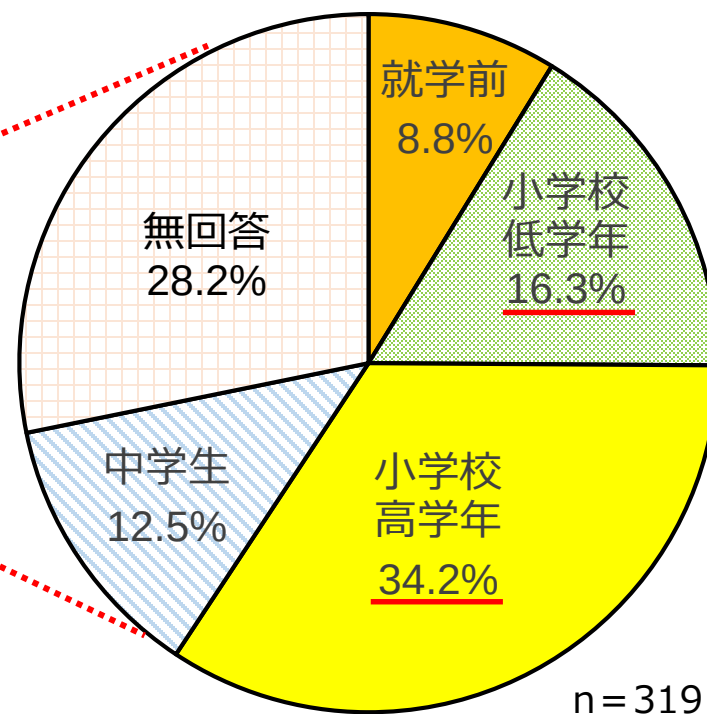
“ヤングケアラー”との自覚や“ヤングケアラー”の認識度はあまりない

世話をしている家族の有無・世話を始めた年齢（中学2年生調査）

世話をしている家族の有無



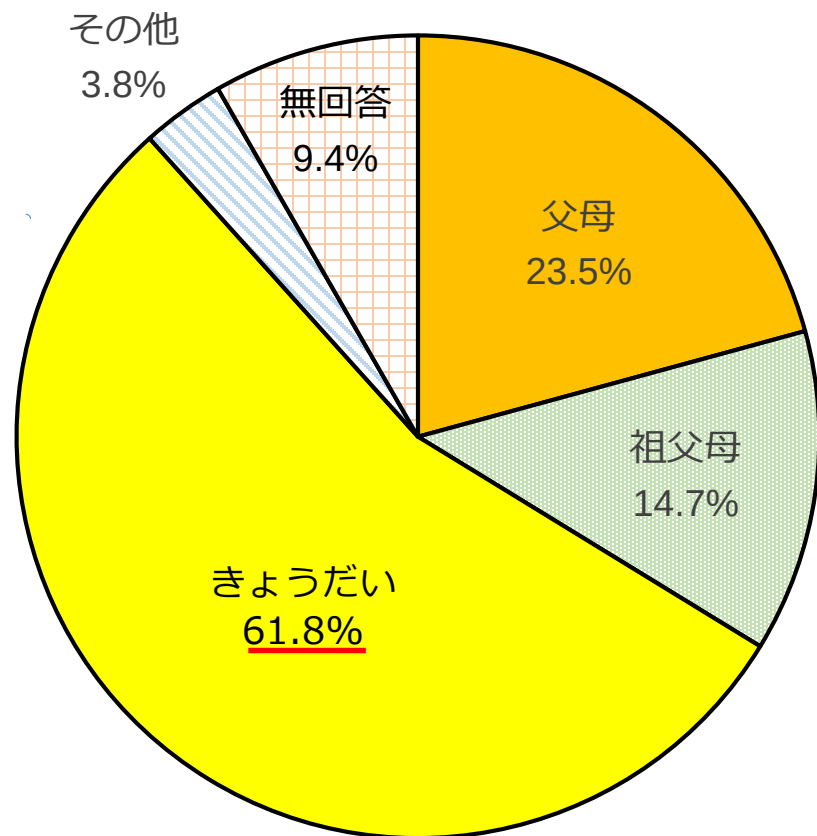
世話を始めた年齢



半数が小学校の時から始めている

世話を必要としている家族・世話を一緒にしている人（中学2年生調査）

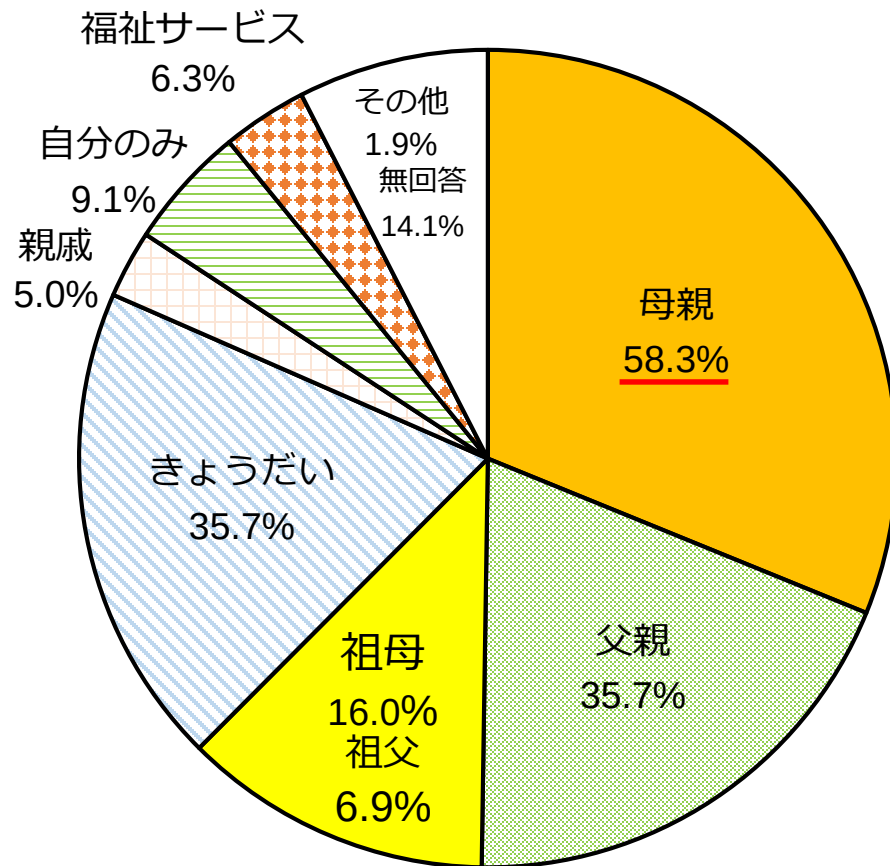
世話を必要としている家族



n = 319/複数回答

きょうだいが最も高い

世話を一緒にしている人

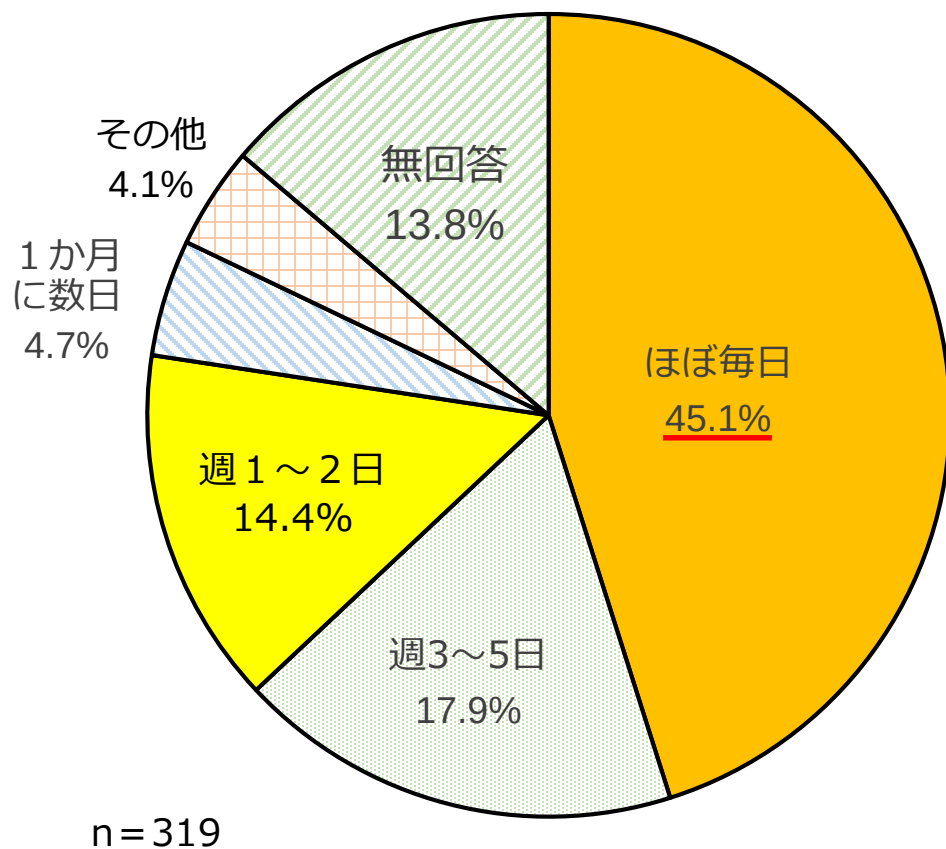


n = 319/複数回答

母親が最も高い

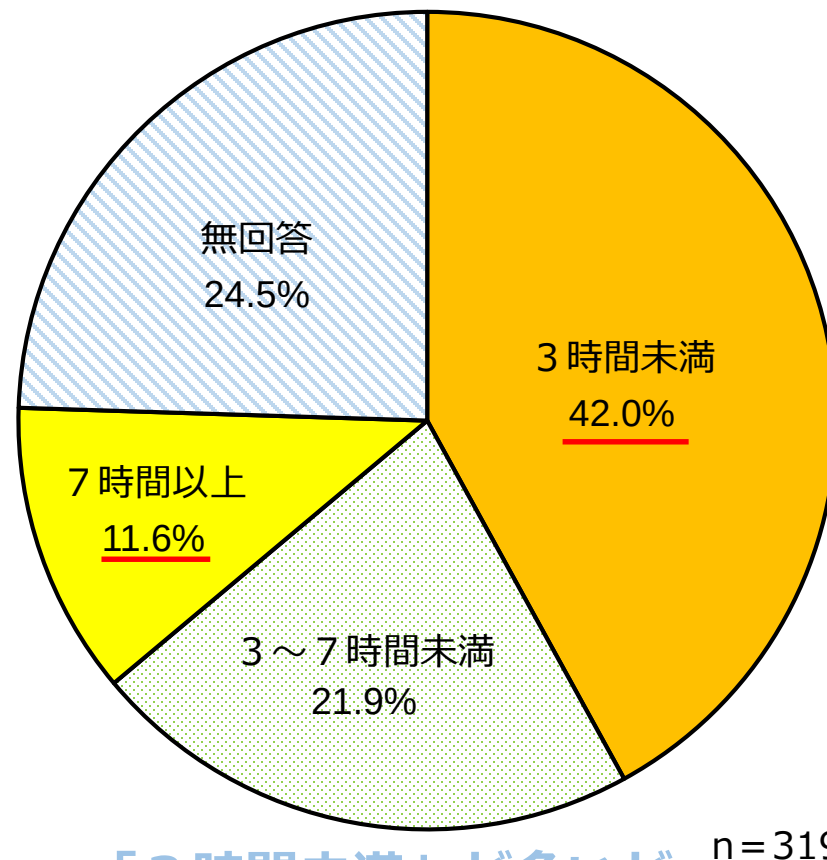
世話をしている頻度・平日 1 日あたりの時間（中学 2 年生調査）

世話をしている頻度



ほぼ毎日が最も高い

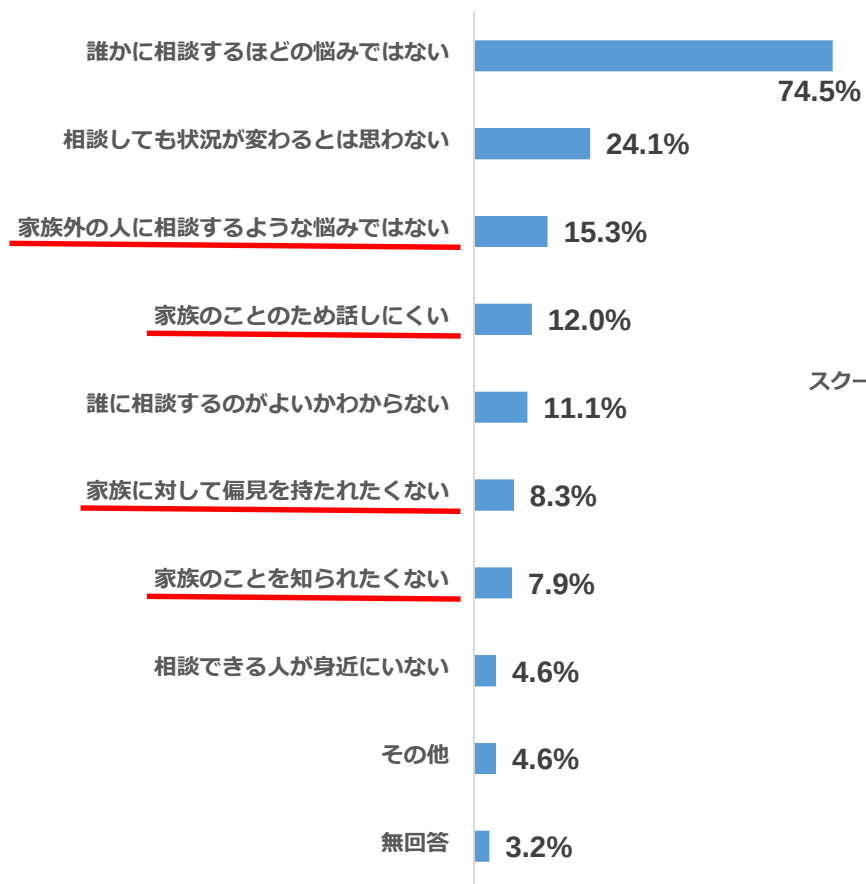
平日 1 日あたりに世話に費やす時間



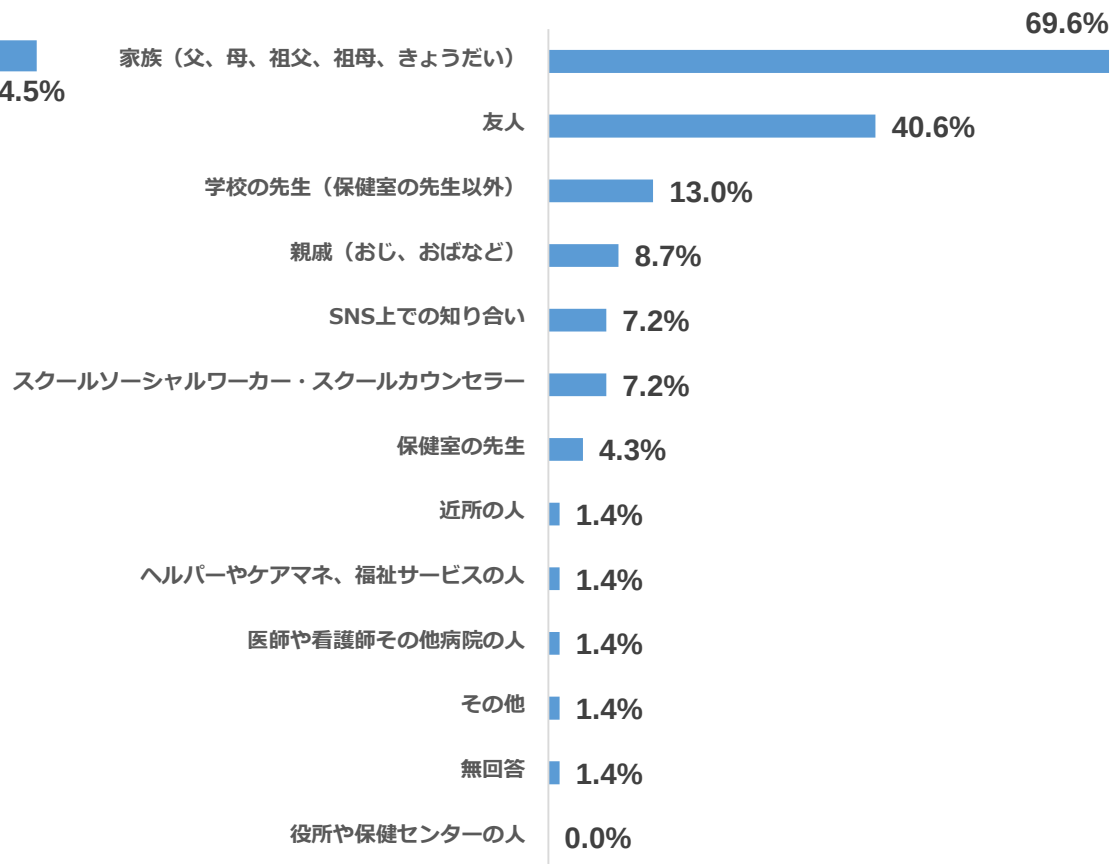
「3 時間未満」が多いが
「7 時間以上」も 1 割程度いる

相談したことがない理由・相談相手（中学2年生調査）

相談したことがない理由（n=216/複数回答）



相談相手（n=69/複数回答）



家族のことなので誰かに話にくい、知られたくない

調査結果とりまとめ・考察・提言の内容（本市抽出〔※は本市事務局による補記〕）

【要保護児童対策地域協議会アンケート調査】

- ◆「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が81.8%と、多くの要対協が「ヤングケアラー」と思われる子どもの把握の難しさをあげている（P.4参照）
- ◆「家族や周囲の大人に子どもが「ヤングケアラー」である認識がない」は昨年度調査に比べて7ポイント高く、また、「子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」は約5ポイント高く、「ヤングケアラー」の認知度の低さに加えて、特に子ども自身が「ヤングケアラー」と認識していない場合の対応の難しさが浮き彫りとなっている（P.5参照）

【学校アンケート調査】

- ◆「「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合、学校だけでは対応が難しいことが多いため、外部※機関につながることが求められる

【考察・提言】

- ◆「ヤングケアラー」の状況を含めて子どもの困りごとなどを相談できる相談窓口の周知・設置など、子どもたちが相談しやすい環境を選択できるよう、多様な相談体制の整備が望まれる
- ◆「自由に使える時間がほしい」や「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」等の「ヤングケアラー」とその家族のニーズに対応した支援の充実をセットで考えていくことが必要である

2 本市における実態調査の実施について（案）

（１）調査目的

昨年度行われた全国実態調査では、中高生（中学２年生及び高校２年生など）に対するアンケートが行われたが、WEB調査のため回収率が低調であり、また地域ごとや、又は都市部・地方といった実情に沿った分析がなされておらず、中高生の大まかな傾向把握に留まっている。そこで、本市の実情を詳細に把握するため、改めて学校現場を通じた実態調査を行い、全国規模の調査結果との比較検証なども併せて実施し、今後の支援のあり方・対策の方向性の検討に活用する。

（２）調査対象

市立中学校２年生の全生徒（約17,300人）

※ 小学生については、本人にその自覚がない、家事等を進んで行っている場合がある等ヤングケアラーの特徴をふまえ、こども・家族の気持ちに配慮した上で、統計上有効な調査を実施できるか否か検討

（３）調査内容

全国実態調査で用いられた調査票を参考に、専門家に意見を伺いつつ、調査項目を検討併せて、こどもが回答しやすい環境となる調査方法を検討

（４）実施時期

学校現場での教員の理解を深める研修を実施した後に行う（令和３年秋をめどとする）

3 令和3年度 スケジュール（案）

資料 3

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
(1) PT会議	第1回 PT 5/13 ・全国実態調査の結果の確認 ・市実態調査の方向性の確認	第2回 PT 7月 ・市実態調査の方針の決定 ・国取組方針をふまえた対応の検討 ※順次支援につないでいく 〔国〕 経済財政運営と改革の基本方針 閣議決定	※第3回以降 実態調査の実施状況をふまえて開催	
(2) 実態調査 〔 中学2年生 約17,300人 〕	調査内容 (項目及び手法) の検討 ※小学生に対する 調査内容も検討	教員への研修等 実施環境の整備	調査・集計	分析
(3) 普及啓発	研修計画 策定	本市職員（教員、こどもサ ポートネット推進員等）、 民生委員児童委員等の 関係者を対象に研修実施	本市職員（行政 職・職場研修など を活用）	